

登録喀痰吸引等事業者の登録等にかかる Q & A

平成 29 年 7 月 31 日作成

(登録喀痰吸引等事業者)

問 1 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の違いは何か？

答 自らの事業又はその一環として、介護職員（認定特定行為業務従事者）が喀痰吸引等を行う場合は、登録特定行為事業者としての登録が必要となります。

一方、自らの事業又はその一環として、介護福祉士が喀痰吸引等を行う場合は、登録喀痰吸引等事業者としての登録が必要となります。

また、登録喀痰吸引等事業者は、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うことと定められています。

(登録喀痰吸引等事業者の登録)

問 2 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の登録基準は異なるのか？
また、国の登録基準のほかに何か要件はあるのか。

答 登録基準は同じですが、新たに実地研修実施にかかる規程の作成が必要となります。

また、実地研修にあたっては、指導看護師等を確保するとともに、賠償すべき事態があった場合に、速やかに賠償を行うため、必ず損害賠償保険に加入してから実施してください。

問 3 登録喀痰吸引等事業者の登録申請に添付する書類は、登録特定行為事業者の申請時に提出した書類と重複するものが多いが、改めて準備しなければいけないか。

答 既に登録特定行為事業者として登録している事業者が、新たに登録喀痰吸引等事業者として登録申請する場合は、登録特定行為事業者の登録申請で提出している書類は省略できるものとします。

問4 登録喀痰吸引等事業者において喀痰吸引等業務を行うことができる介護福祉士とは、過去に介護福祉士の資格を取得した者も含めてよいか。

答 介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載されている方となります。

問5 登録喀痰吸引等事業者において実地研修ができる介護福祉士は、具体的にはどのような者になるか。

答 平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者及び平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業者となります。

問6 当事業所は、既に登録特定行為事業者であるが、登録喀痰吸引等事業者の登録により、これまでの登録特定行為事業者と2枚看板になると理解してよいか？

答 そのとおりです。仮に喀痰吸引等の行為を行う者が介護福祉士のみの場合は、登録喀痰吸引等事業者のみの登録となります。

問7 登録特定行為事業者の登録をする場合は、自分の施設の職員が県の喀痰吸引等研修を終えてから申請を行っていたが、登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う介護福祉士がいる場合は、事前に登録申請をすることと解釈して良いか。

答 そのとおりです。
実地研修は、登録喀痰吸引等事業者の登録後に行うこととなります。

問8 介護福祉士であっても認定特定行為従事者として登録している場合は、従来どおり登録特定行為事業者として喀痰吸引等を行うことに問題はないか。

答 介護福祉士であっても認定特定行為従事者として喀痰吸引等を行うことは問題ありませんが、介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記を完了した方がいる場合は必ず登録喀痰吸引等事業者として登録してください。

(実地研修)

問9 登録喀痰吸引等事業者の登録をした場合、自らの施設で必ず実地研修をしなければいけないのか？

できれば、これまでどおり県の研修を申し込みたいと考えている。

答 登録喀痰吸引等事業者は、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うことと定められています。

このため、厚生労働省では、現在、登録喀痰吸引等事業所が実地研修を行わずに、県の研修に申し込むことの可否等について検討を行っており、今後通知が出される予定となっていますので、その取扱いについては改めてお知らせします。

なお、上記対象者であっても県の研修を受講できることとしています。

問10 登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う場合、他の施設から依頼を受けて（又は依頼して）実地研修を行うこともできるのか。

答 登録喀痰吸引等事業者は事業者毎の登録であることから、実地研修も事業者毎に行う必要があり、制度上はできないこととなっています。

ただし、厚生労働省では、この点について検討を行っており、今後通知が出される予定となっていますので、その取扱いについては改めてお知らせします。

問11 自分達の施設には看護師がいないため、県が行う喀痰吸引等研修では同じ法人系列の事業所から指導看護師を派遣してもらい、実地研修を行ってきた。

登録喀痰吸引等事業者であっても、看護師が配置されていない場合は、指導看護師等の派遣等により確保することで、実地研修を行うことは出来るか？

答 実地研修においては、指導看護師等を確保できる体制であることが要件の1つとされています。

指導看護師等は当該登録喀痰吸引等事業者の職員である必要はありませんが、県が実施する喀痰吸引等研修の指導看護師等の要件を満たす者としてします。

なお、指導看護師等が退職等により変更があった場合は、変更登録届出書（様式8）により届出をしてください。

(参考；県の喀痰吸引等研修における指導看護師等の要件)

- 一 厚生労働省が実施した「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）」及び「平成24年度喀痰吸引等指導者講習（第1号、第2号研修指導者分）」の受講者
- 二 県が実施した平成23年度から前年度までの指導者講習の伝達講習受講者
- 三 県が当該年度に実施する伝達講習を受講する者
- 四 厚生労働省にあらかじめ届出を行った法人等が実施した「医療的ケア教員講習会」の受講者

※看護師等

医師、看護師（准看護師は含まない。）、保健師、助産師

問12 登録喀痰吸引等事業所で実地研修を行う場合、将来を見越して、利用者がいない行為（例えば気管カニューレ内部の吸引）を行うことは出来るか？

答 利用者がいなければ、同意を取ることもできないため、利用者があることが条件となります。

問13 登録喀痰吸引等事業者として登録し、気管カニューレ内部の痰吸引の行為を必要とする利用者がいなかったため、その他の4つの行為を実地研修で行ってきたが、今回、気管カニューレ内部の吸引を必要とする利用者が入所することとなった。

この場合、行為の追加の実地研修を行うことは可能か？

答 実地研修を終えていない喀痰吸引等の個別の行為について、実地研修を行うことは可能です。

この場合、登録喀痰吸引等事業者は、行為の追加に伴う登録更新申請（様式7）が必要となります。

問14 実地研修の期間の定めはあるのか？

また、年度を超えて行ってもよいか？

答 研修の期間に定めはありませんが、県の実地研修期間（5ヶ月以内）を目安としてください。

年度を超えて行うことに制限はありませんが、指導者等の人事異動の可能性等もあり、実施する場合は安全管理体制の確保に留意してください。

問 15 登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に実地研修を行った後の具体的な手続等はどうすればよいか？

答 各登録喀痰吸引等事業者の責任において、実地研修修了証（様式 11）を交付し、実地研修修了者管理簿（様式 12）を完備してください。

実地研修修了証を交付された介護福祉士は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ登録手続を行い、介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為が記載されます。その後、登録喀痰吸引等事業者は、変更登録届出書（様式 8（従事者の追加））を行った後、喀痰吸引等行為を行うことができることとなります。

問 16 実地研修の書類などは県に提出する必要があるのか？
また、書類は何年も保管しなければいけないのか。

答 県に実地研修修了者管理簿を年に 2 回提出してください（6 月と 12 月末現在の修了証交付状況を当該翌月の 10 日まで）。

また、実地研修にかかる書類については、5 年間保管してください。

ただし、実地研修修了者管理簿は、各事業所において喀痰吸引等業務を廃止するまで保管してください。

なお、実地研修修了者管理簿については、登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務を廃止した場合においても継続的に研修修了者等の修了証明を担保する必要があることから、事業者の廃止後、当該事業者が作成した実地研修修了者管理簿は県に提出し、県が保管することとなります。

問 17 実地研修の状況等について、県が書類を見ることはあるのか？

答 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 9 により、県は、登録喀痰吸引等事業者に対し報告を求めること、立ち入り検査を行うことができることとなっています。

このため、必要があれば、報告を求めることや、立ち入り検査等を行うことがあります。

問 18 書類のチェックを県が行うことは想定していないのか。

答 実地研修は、登録喀痰吸引等事業者の責任で実施することとなります。

ただし、登録喀痰吸引等事業者登録後、1 回目の実地研修修了者管理簿提出の際は、実地研修にかかる全ての書類（写）の提出をお願いします。